

各務原市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市民が参加する各種イベント等の主催者に自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第 2 条 貸出し機器は、消防本部消防課（以下「消防課」という。）で管理する貸出し用のA E Dとする。

（貸出区域）

第 3 条 各務原市内とする。

（貸出対象イベント）

第 4 条 A E D貸出し対象となるイベント等は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、娯楽、行楽が目的の場合等は、貸出しを禁止とする。

- （1）主催が市であること。
- （2）主催が自治会等であること。
- （3）営利目的でなく、公共性が高い行事であること。

（貸出対象者）

第 5 条 貸出し対象者は、次の条件を満たす者とする。

- （1）市内在住、在勤、在学者とする。
- （2）前条に規定するイベント等を開催する団体等の代表者とする。
- （3）その他、消防課長が認める場合とする。

（貸出条件）

第 6 条 A E D貸出し期間は、イベント等の開催期間に前後 1 日を加えた期間内とする。

第 7 条 主催者は、イベント等会場に普通救命講習または救命入門コース修了者で、心肺蘇生法及び A E D の取扱いを習得している者を配置すること。

(貸出手続)

第 8 条 主催者は、イベント等の 1 ヶ月前までに自動体外式除細動器 (A E D) 借用申請書 (様式 1 号) を消防課に提出し申込みを行うこと。その際、公的身分証明証を呈示しなければならない。

(受理)

第 9 条 消防課は、前項の申請書 (様式 1 号) を受理したとき、次の項目について確認しなければならない。

- (1) 主催者が、市内在住、在勤、在学であること。
- (2) 救命講習修了者が参加すること。(ただし、口頭確認も可とする)。

(経費)

第 10 条 A E D の貸出しは、無償とする。

(借用者の責務)

第 11 条 主催者は、A E D を返却するまでの間において、適正に管理しなければならない。また、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) A E D は、適切に使用すること。
- (2) A E D を処分し、又は目的以外に使用しないこと。
- (3) A E D を転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 故意、過失により故障、破損又は紛失があった場合は、当該主催者の負担においてこれを補償し、又は修理しなければならない。

(返却・報告)

第 12 条 主催者は、イベント等終了後返却予定日までに消防課へ返却しなければならない。

2 A E Dを使用した場合は、自動体外式除細動器（A E D）使用報告書（様式 2 号）を提出すること。

3 故障、破損又は紛失があつた場合は、自動体外式除細動器（A E D）亡失・破損報告書（様式 3 号）を提出すること。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 2 5 日から施行する。

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

文中の用語使用について

貸出	題目に使用
貸出し	説明文に使用
異状	普通とは違った悪い状態・・・A E D使用報告書 に使用